

## 2. 南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例

### 南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例

(設置)

第1条 南風原町立小学校及び南風原町立中学校（以下「町立学校」という。）のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南風原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、南風原町立学校適正規模等検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し答申する。

- (1) 町立学校の適正規模に関すること。
- (2) 町立学校の適正配置に関すること。
- (3) 町立学校の通学区域に関すること。
- (4) 前3号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町立学校校長
- (3) 町立学校の保護者
- (4) 町職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による教育委員会の諮問に係る答申の日までとする。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置く。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年10月5日から施行する。